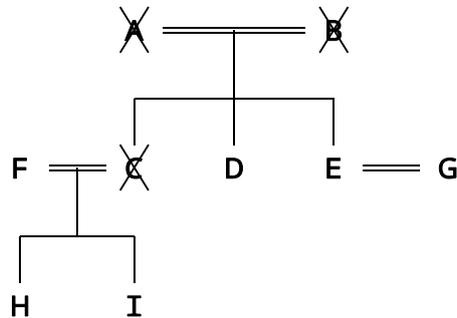


保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合の規律

具体例 - Aが保険契約者兼被保険者，Bが保険金受取人であったとする。



時系列 括弧内は法定相続分である。

B（保険金受取人）が死亡

Bの相続人はA (1/2)，C (1/6)，D (1/6)，E (1/6)

Cが死亡

Cの相続人はF (1/2)，H (1/4)，I (1/4)

A（保険契約者兼被保険者）が保険金受取人をBから変更しないまま死亡

Aの相続人はD (1/3)，E (1/3)，H (1/6)，I (1/6)

検討

保険金受取人となるのは，D，E，F，H，I

- ・ 保険金受取人Bの相続人で保険事故発生時に生存しているD，E
- ・ 保険金受取人Bの相続人Cの相続人で保険事故発生時に生存しているF，H，I
- ・ 保険金受取人Bの相続人Aの相続人で保険事故発生時に生存しているD，E，H，I

その権利の割合は

民法第427条によると原則として5分の1ずつ（最判平成5.9.7民集47・7・4740参照）

民法第427条の特則を設けるとした場合の規律の内容

- ・ 上記事案ではDとE，FとHとIはそれぞれ相続人同士だが，全員が保険金受取人Bの相続人というわけではないから，保険金受取人Bの相続人としての「相続分」によって権利の割合を計算することはできない。
- ・ そうすると，仮に民法第427条の特則を設けるとすれば，次のような内容の規律を設けることになると考えられるが，どうか。

(1) 保険金受取人Bの相続人のうち生存している者（D，E）は，それぞれ

保険金額 × Bの相続人としての相続分 (1/6)

+ 保険金額 × Bの相続人Aの相続人としての相続分 (1/2 × 1/3 = 1/6)

を取得する（合計 1/3 ずつ）。

- (2) 保険金受取人Bの相続人Cの相続人(F, H, I)のうち、保険金受取人Bの相続人Aの相続人ではない者(F)は、
保険金額×Bの相続人Cの相続人としての相続分($1/6 \times 1/2 = 1/12$)
を取得する(合計 $1/12$)。
- (3) 保険金受取人Bの相続人Cの相続人(F, H, I)のうち、保険金受取人Bの相続人Aの相続人でもある者(H, I)は、それぞれ
保険金額×Bの相続人Cの相続人としての相続分($1/6 \times 1/4 = 1/24$)
+ 保険金額×Bの相続人Aの相続人としての相続分($1/2 \times 1/6 = 1/12$)
を取得する(合計 $3/24$ ずつ)。
それぞれの権利の取得割合は、
D $8/24$ E $8/24$ F $2/24$ H $3/24$ I $3/24$

仮に、保険金受取人の相続人(以下Xとする。)が相続人なく死亡したときは、保険金受取人が死亡したときにXがその相続人でなかったという前提で相続分の計算をし直し、その割合でXの相続分をX以外の相続人又はその順次の相続人の間で分割することになると考えられる。また、保険金受取人の「順次の相続人」が相続人なく死亡した場合には、保険金受取人の相続人(例えば、「順次の相続人」が保険金受取人の相続人の相続人であるときは、「順次の相続人」の被相続人がこれに当たる。)を上記Xと同視して同様の規律によることになると考えられる。

A, B又はCが遺言による相続分の指定(民法第902条)をしていた場合等の法律関係については、[保険法部会資料11](#)の第4の2(4)イの(補足)参照。